

自動車整備士の資格制度が変わります

施行：令和9年1月1日

1.新資格制度の概要について

現在の自動車整備士の種類は、一級が大型・小型・二輪、二級と三級がガソリン・ジーゼル・シャシ・二輪、特殊整備士はタイヤ・電装・車体に分かれていますが、下表のように一級・二級・三級それが自動車整備士の【総合】と【二輪】に整理され、【総合】はガソリン・エンジン、ジーゼル・エンジン、シャシ及び電子制御（三級は除く）と二輪の内容を含めた資格になります。

特殊整備士は、自動車電気装置が自動車電気・電子制御装置整備士に、自動車車体整備士が自動車車体・電子制御装置整備士になり、電子制御の内容を含めた資格になります。

今回の施行に伴い、自動車整備技能登録試験および自動車整備士技能講習の新旧移行時の時期に入ってきますので登録試験や技術講習の申し込みの際はご注意願います。

旧資格制度	
	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)
	一級小型自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

令和9年1月～

新資格制度	
	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級自動車整備士（総合）(※)
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）(※)
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士(※)
	自動車車体・電子制御装置整備士(※)

2.技術講習所について（実技試験免除講習）

現在、当県で行っている整備士技能講習（2級ガソリン・3級ガソリン・3級シャシ等）については、令和8年度後期講習より新課程を開始します。

【今後の講習予定】

年度	7年度	8年度		9年度	
		前期	後期	前期	後期
講習期間	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
種目	旧課程		新課程		
	2級ガソリン	2級ガソリン	2級【総合】	2級【総合】	2級【総合】
	3級シャシ	3級ガソリン	3級【総合】	3級【総合】	3級【総合】

3.登録試験（学科）について

令和9年3月からは、新しい資格制度の試験が始まりますが（一級は令和10年3月から）令和10年の3月までは新・旧両方の資格制度の試験を並行して行います。

ただし、旧資格（現行）制度の養成講習の修了者は、旧資格（現行）制度の整備士試験しか受験できません。

また新制度の養成講習修了者は、新制度の整備士試験しか受験できません。

《受験可能な登録試験》 ○：実施 ×：未実施

	R8年3月	R8年10月	R9年3月	R9年10月	R10年3月	R10年10月	R11年3月	R11年10月
旧（現行）の講習受講者	○	○	○	○	○	×	×	×
新資格制度の講習受講者	×	×	○	○	○	○	○	○